

奈良県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月二十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 西岡 保博 葛城市北花内三七一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉川 雅三 葛城市北花内一四七一九